

事務連絡
平成27年7月30日

各建設業者団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

「監理技術者制度運用マニュアル」の解釈の明確化について

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国土交通省国総建第315号）等において、かねてよりその適正な設置の徹底等をお願いしてきたところであるが、昨今の技術者をとりまく環境の変化を踏まえ、「適正な施工確保のための技術者制度検討会」（委員長：小澤一雅東京大学教授。以下「検討会」という。）において、そのあり方について検証しているところである。

今般、当検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、監理技術者制度運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）の一部について、解釈を明確化したことから別添の通り通知する。

なお、当検討会は継続中であり、他の論点について一定程度の結論が得られた段階で、本通知における解釈を含め運用マニュアルを改正する予定であることを申し添える。

また、貴団体傘下の建設企業に対して周知方願いたい。

1. 主任技術者又は監理技術者の途中交代

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の途中交代については、「監理技術者制度運用マニュアル 二-二（4）」に定められているところであるが、交代が認められる場合として以下に留意して適切に取扱うものとする。

- ・「監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合」には出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。
- ・「次に掲げる場合等」の「等」には、工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。

「監理技術者制度運用マニュアル」 【抜粋】

二-二 監理技術者等の設置

（4）監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

2. 余裕期間を設定した工事における監理技術者等の配置

監理技術者等の配置については、「監理技術者制度運用マニュアル 三（2）」にフレックス工期を採用した場合の取扱いが定められているところであるが、発注者が余裕期間を設定した工事においてもフレックス工期を採用する場合と同様に、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しないことに留意して適切に取り扱うものとする。

なお、余裕期間を設定した工事とは、発注者が余裕期間（発注者が発注書類において実工期の30%かつ4か月を超えない等の範囲で設定する工事着手前

の期間をいう)の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事をいう。

「監理技術者制度運用マニュアル」 【抜粋】

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であつても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

<中略>

- ・ なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。